調査

栄養士の養成施設

---京都女子大学に栄養士養成施設指定の想出で---

土 屋 忠 良*

第1. 緒 言

われわれ日本人は、古来より専ら米麦を国民食とし 現在に至るまでも之に維存し来たつた次第であるが、 特に終戦後は主要食糧たる米麦収獲の不如意と一般国 民経済の不安定とから或は自由販売を廃して**配給制度** となし、或はその他の米穀摂取の奨励や栄養の改善指 導等々国民の食生活は漸く科学的に、経済的に施行す べき様意識が高まり取扱われ来つたことは衆知の事実 である。

然して日本政府は国民の栄養改善の思想を高め之が 改善の方途を講じて国民の健康と体力の維持向上を図 り,以つて国民の福祉の増進に寄与すべく既に公布し た**榮養士規則**(昭和20年学生省令第14号)を廃し,そ の後における諸状況に応じ,昭和22年には之を法律(栄養士法……昭和22年法律第245号)に改め,層一層 の発展を期したことは機宜を得たる終戦後最良の方策 なりと一般国氏より大いに賞揚せられ居るところであ る。

第2. 栄養士とその資格

1. 榮養士とは

栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従 事することを業とする者をいうのである。

2. 榮養士の資格

栄養士になり得る資格は、従来の栄養士法の第2乃 至第3条即ち、

- 1) 厚生大臣の指定した栄養士の養成施設において 2年以上栄養士たるに必要な知識及び技能を修得 した者
- 2) 厚生大臣の行う栄養士試験に合格した者の2の 中の何れかの資格を得更に都道府県知事の免許を 受けた者でなければならないということに相定め

られて居るのであるが、偶々そうした有資格者たちと雖、精神病にかかつて居たり伝染性の疾病にかかり居り栄養士の業務を行うに適しない者や素行の著しく不良と認められる者等には栄養士の免許が与えられないことは申すまでもない。

以上申し述べた如く栄養士の業務は誠に貴重であることに鑑み、最近に於ては栄養士の質的向上を図るため 養成期間の2年を3年に延長し、更に医師、歯科医師 薬剤師に対する如くよし大学卒業の学士たちと雖之に 国家試験を課し、社会的の地位の向上を為さしめる可 しと強調する学者、衛生技術者も相当に多く続出し居 るので、何うやら栄養士法の改正が近く行われるので はなかろうかという状況に達し居ることは喜に堪えな いところである。

第3. 栄養士の養成施設

1. 栄養士試験合格者の幅きき

栄養土法の制定公布せられた昭和22年以降の数ヵ年間には,未だ3,4の官公立の大学が漸くに栄養土の養成施設として指定せられただけで勿論私立大学方面には1校も指定校がなかつたので,大多数の栄養土志望者は止むなく年次専ら厚生省施行の栄養土国家試験を受験し,その何十分の1しかの少数合格者のみが有資格者として大に幅をきかせ得たらしき感があつたのである。

2. 京都女子大学の栄養士養成施設の指定

栄養土養成施設の指定の申請は、その施設所在地たる都道府県知事の推薦がなければ厚生省では受理せずということに相定められている関係上、昭和26年の4月、予が未だ京都府衛生部長在任の折に、図らずも京都女子大学より増山学長、朝倉学監のお2人が府庁に予を訪問し、同大学の家政学部家政学科と同短期大学

家政科第一部とを栄養土養成施設の指定方につき陳情 依頼せられたのであつた。

調理士なら府の指定であるが栄養士は厚生省の指定 なので予は早速に上京し厚生省主管の公衆衛生局長其 他栄養課長等に指定方を陳情し推薦したのであつたが 当時厚生省では国家試験に重点を置き私大の指定など は実は未だ全々考慮し居らずということでスムースに 進渉せず内諾が得られなかつたので、最後の手段とし て予は厚生大臣(橋本竜伍)を訪問し同様の意見を開 陳し,卒業生には学士号を与え官公立大学同様に認め られ居る大学に栄養士は官公立大でなければならない ということは不合理なる旨を主張したところ、橋本厚 生大臣は予の熱弁を認めてくれられてか, 予が主張を 大体に了承し、直に関係の次官、局長、課長を大臣室 に招集し会議を開かれたのであつたが、当初は例によ つて例の如く相変わらず局長室の空気そのままで一向 に進行しなかつたが最後に予の説が大体了承せられた ので大喜して帰庁し京都女子大とは申請書の内容等に つき充分検討し改正の上昭和26年7月20附六衛公第53 25号をもつて厚生大臣宛に京女大家政学部家政学科及 び同短期大学家政科第1部の栄養士養成施設方を申達 したのであつた。

ところが其の後同志社女子大学でもこのことを聞知せられたのか,予に対し同様の陳情がなされたので予は引きつづき同26年8月15日附六衛公第5867号を以つて同志社女子大学学芸学部食物学専攻の者に対してもそのまま京都女子大同様に追加指定せられる様強調しやりたるところ予て予が上京し内諾を得おきたる関係もあるので3大学共に何うやらスムースに日本全国の私立大学に先鞭をつけ,昭和26年9月1日厚生省発衛第212号をもつて指定せられるに至つたのである。

当時私大に対しては許さない方針の指定が遂に全国 に卒先して京都女子大が獲得せられたということは何 といつても当時の増山学長と朝倉学監の優秀な御認識 であり大功績は忘れることの出来得ない事柄であるこ とは申すまでもない。

3. 日本に於ける栄養士の養成施設

昭和26年9月1日,京都府下において,全国の私立 大学,専門学校に先んじて2女子大学,1短期大学の 3大学が栄養士の養成施設として指定せられて以来, 東京都,大阪市其他に所在の大学でも京都女子大の実 現を範とし,われもわれもと申請手続がくり返えされ た結果,日本における指定校は昭和32年4月の現在に 在りては,官公私立大学は26カ校,短大59カ校,其他 栄養学校,専門学校は25カ校で総計110カ校の多きに 及び各校独自の気勢を挙げるに至つたのである。

4. 京都女子大出身の栄養士数

京都女子大学及び同短期大学においては、昭和28年だけが指定の関係上、8月31日に栄養士の最初の有資格者を出したのであるが、翌昭和29年以降は第1表に示すが如く毎年3月15日附と相成り、それ等の有資格者の全員は各都道府県に帰り更に栄養士の免許を受け天下晴れての栄養土と相成り居られるのであつて結婚者は別とし有資格者は官庁、病院、保健所、学校に勤務せられ居る者が大部分である。

第1表 京女大出身栄養士数

	大学卒	短大卒	計
昭和28年8月31日	11	89	100
〃 29年3月15日	11	183	194
〃 30年 〃	18	112	130
〃 31年 〃	54	120	174
〃 32年 〃	47	136	183
ク 33年 ク	55	122	177
〃 34年 〃	68	118	186
〃 35年 〃	50	118	168

昭和34年度卒業論文要旨

足立教授指導

2.3食品の tannin に関する顕微化学的研究(第2報)

秋 山 知 子

tannin は海藻の植物体中から双子葉植物までの高 等植物体中に広く分布し,材,樹皮,葉,根に有り特に昆 虫や細菌類により侵害された部分に多く集結する。一般にtanninは生皮を草に変える性質を有するが、その分布状態、生理的意義については正確には分つていない。筆者は亀井の研究に次ぎ菽穀類、禾穀類におけるtanninの分布及び渋柿中におけるtanninの酸化における変化を顕微化学的方法により明らかにする為に当研究を行つた実験方法としては H. Molish: Mikro-